

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令の概要

「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法（金融商品取引法）関係の 7 本の内閣府令を改正するための内閣府令。（あわせて、3 本の内閣府令を廃止。）

（注）当該内閣府令により改正・廃止する内閣府令の一覧は、[別紙 2] を参照。

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正（1 条）

1. 題名

題名を「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」とする。

2. 有価証券の定義

学校法人等を債務者とする金銭債権を表示する証券又は証書であって金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券となるもの（学校債券）の表示事項として、当該学校法人等の名称、金銭債権の金額・償還期限及び利息・支払方法・期限等を定める（改正後 4 条）。

金融商品取引法 2 条 2 項 1 号・2 号・5 号・6 号に掲げる権利（信託受益権又は集団投資スキーム持分）を有する者から出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した物品であって、当該物品の現物出資等に係る権利が集団投資スキーム持分となるものは、競走用馬とする（改正後 5 条）。

集団投資スキーム持分の包括的定義から除外する権利として、従業員等持株会、関係会社持株会及び取引先持株会に係る権利に関する事項を定める（改正後 6 条・7 条）。

学校法人等に対する貸付債権のうち、在校生のほか、在校生の父母等及び卒業生が行う貸付けに係るものは、金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）には含めないものとする（改正後 8 条）。

3. 有価証券の募集の定義（適格機関投資家の定義）

適格機関投資家の範囲について、以下の改正を行う（改正後 10 条）。

会社が適格機関投資家となるための要件として、有価証券残高 100 億円以上である有価証券報告書提出会社のうち当局に届出を行ったものとされていた要件

を緩和し、有価証券残高が 10 億円以上であるものとして当局に届出を行った法人を対象とする。

個人について、有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、口座開設から 1 年以上経過しているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

組合の業務執行組合員等である法人又は個人のうち、当該組合等の有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、他の全ての組合員等の同意を得ているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

運用型信託会社のうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

企業年金基金のうち、直近の貸借対照表上において純資産が 100 億円以上あるもののうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

信用協同組合のうち適格機関投資家となるのは、当局に届出を行ったものに限ることとする。

4. 発行者の定義

受益証券発行信託の受益証券の発行者は、以下のとおりとする。ただし、有価証券信託受益証券の発行者は、その受託有価証券の発行者とする(改正後 14 条)。

イ 委託者等のみが指図権を有する信託の場合は、当該信託の委託者

ロ イ以外の信託であって金銭を信託財産とする自益信託の場合は、当該信託の受託者

ハ イ・ロ以外の信託の場合は、当該信託の委託者及び受託者

金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利(みなし有価証券)の発行者及び発行時点は、以下の通りとする(14 条)。

イ 信託受益権の発行者は上記 イ～ハと同様とし、その発行時点は、自益信託(合同運用金銭信託等を除く。)の場合は委託者が当該受益権を譲渡する時と、合同運用金銭信託等及び他益信託の場合は当該信託の効力発生時とする。

ロ 持分会社の社員権の発行者は業務を執行する社員等とし、その発行時点は、当該権利に係る社員となろうとする者が社員となる時及び社員加入の効力が発生する時とする。

ハ 集団投資スキーム持分の発行者は出資対象事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者等とし、その発行時点は、当該権利に係る契約の効力の発生時等とする。

ニ 学校法人等に対する貸付債権の発行者は当該学校法人等とし、その発行時点は、当該債権の発生時とする。

5. 金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から除外する店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。)等の相手方は、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)登録金融機関、適格機関投資家及び資本金10億円以上の株式会社等とする(改正後15条)。

金融商品取引業の定義から除外する行為として、以下のものを追加する(改正後16条)。

- イ 信託受益権の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等による代理・媒介により契約を締結するもの(業務委託契約書等において、勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)
- ロ 金融商品取引業者(投資運用業を行う者)が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次・代理のうち、関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用に係るものに限る。)を受けて行うもの
- ハ 物品の売買・運送・保管・売買媒介を行う業者が行う店頭の為替先渡取引・為替オプション取引のうち、これらの取引に伴って事業者が生じる為替リスクを減殺するため、当該事業者を相手方として行うもの
- ニ 内部統制報告書提出会社が行う店頭の為替先渡取引・為替オプション取引又はその媒介・取次ぎ・代理のうち、子会社の為替リスクを減殺するため、当該子会社を相手方とし、又は当該子会社のために行うもの
- ホ 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者であって資本金5千万円以上のもの)が行う有価証券の引受けのうち、その完全子会社が営業者になって機械類等のリース事業を行う匿名組合の出資持分を、投資家に取得させることを目的として取得するもの(特定引受行為)
- ヘ 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者)が行う有価証券の引受けのうち、不動産信託受益権に投資を行う匿名組合(子ファンド)の出資持分を、他の一の匿名組合(親ファンド)の営業者に取得させることを目的として取得するもの
- ト 運用型信託会社・外国信託会社が行う有価証券の引受けのうち、自己が受託者である信託の受益権を、投資家に取得させることを目的として(固有勘定において委託者から)取得するもの
- チ 投資一任契約に基づく行為のうち、関係外国金融商品取引業者から売買の別・銘柄について同意を得た上で、数・価格については金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買等
- リ 投資一任契約に基づく行為のうち、取引一任契約(関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、売買の別・銘柄・数・価格については金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約)に基づき行う有価証券の売買等であって、事前に所要の事項を届け出ているもの

- ヌ 商品投資顧問業者等が行う投資一任契約に基づく行為のうち、商品投資に係る為替リスクを減殺するため、商品投資に付随して行う通貨デリバティブ取引
- ル 自己運用（金融商品取引法 2 条 8 項 15 号）のうち、運用権限の全部を委託するため金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結していることなど一定の要件を満たすものであって、当該金融商品取引業者等が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの
- ヲ 自己運用のうち、一の相手方（他の匿名組合の営業者である金融商品取引業者等、特例業務届出者又は特例投資運用業（改正法附則 48 条 1 項）を行う者）と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭等を不動産信託受益権に対して投資運用するものであって、当該相手方が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの
- ワ 自己運用のうち、競走用馬投資関連業務を行う者が投資家から出資を受けた金銭等の投資運用であって、当該金銭等の全部を充てて取得する競走用馬の現物出資に係る集団投資スキーム持分を投資対象とするもの
（注）「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約（出資を受けた金銭の全部を充てて競走用馬を取得し、当該競走用馬を他の匿名組合の営業者に現物出資することを目的とするもの等）に基づく権利に係る販売・勧誘業務をいう。
- カ 外国集団投資スキーム持分（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 6 号）に係る自己運用のうち、出資者のうち本邦居住者が 10 人未満の適格機関投資家又は特例業務届出者であり、かつ、本邦居住者による出資額が総出資額の 3 分の 1 以下であること等の要件を満たすもの
- ヨ 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う者であって資本金 5 千万円以上のもの）が行う有価証券等管理行為のうち、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているもの（特定有価証券等管理行為）
- タ 有価証券等管理行為のうち、外国の口座管理機関が行う社債等の振替

6. デリバティブ取引の定義

いわゆるクレジット・デリバティブ取引の支払事由について、信用状態に係る事由に類似するものとして、債務者支援目的の金利減免、利息支払猶予、元本返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを追加する（改正後 20 条）。

また、当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難であって事業活動に重大な影響を与える事由として、外国政府や外国の地方公共団体等により実施される為替取引制限等、私人債務の支払猶予等又は債務不履行宣言を追加する（改正後 21 条）。

7. 特定投資家の定義

「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲は、地方公共団体、政府系機関、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、特定目的会社、上場会社、取引の状況等から合理的に判断して資本金5億円以上と見込まれる株式会社、金融商品取引業者・特例業務届出者である法人及び外国法人とする（改正後23条）。

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正（2条）

題名を「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」とする。

金融商品取引業者が預託を受けるべき保証金の全部又は一部が株券をもって代用される場合における代用価格は、預託日前日の時価に100分の80を乗じた額を超えない額とする。（改正後6条）

証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令の一部改正（7条）

題名を「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」とする。

経過措置（附則）

施行日前に届出を行って適格機関投資家となった有価証券報告書提出会社や外国の証券業者等については、施行日後においても、官報に公告された期間までは、適格機関投資家とみなすこととする（附則3条）。

施行日において現に存する信用協同組合については、平成20年3月1日までの間は、適格機関投資家とみなすこととする（附則3条）。

施行日において現に自己運用を行う者が、上記5ル・ヲの特例の適用が受けられるよう、所要の事項を定める。（附則5条・6条）